**地域用**

**早期発見のための観察ポイント**

この観察ポイントのどれかに該当するからといって必ず虐待がおこなわれているというわけではありません。小さなサインを見逃さないために「児童虐待かもしれない」という視点を常に持ち、子どもや保護者にこれまで以上に十分注意して関わる必要があります。支援が必要な子どもや保護者を早期に発見するという考え方で活用してください。複数に該当し、繰り返しているようなら虐待を疑い、市や児童相談所へ連絡します。

**子どもの様子**

□日常的に虐待行為そのものを目撃する（叩いたり、罵声をあびせる）

□日常的に虐待を思わせる泣き声が聞こえる

□不自然な時間の徘徊が多い

□頻繁な家出、万引き、喫煙、性的逸脱行為がある

□小動物に残虐な行為をする

□日常的に泣き声が聞こえたり、叩かれる音が聞こえる

□身体、衣類が極端に汚れたまま、または季節にそぐわない服装をしている

□きょうだいと著しく差別したり、他の子どもと比較ばかりしている

□空腹を訴えることがあり、食べ物を与えるとがつがつ食べる

□警戒している様子やあたりをうかがったり、表情が暗い

□身体の傷のことや家族のことを聞くと不自然な反応がみられる

□性的なことで過度に反応したり不安を示したりする

□年齢に比して性的遊びが多すぎる

□子どもの姿を見かけなくなった

**保護者の様子**

□子どもとの関わりが乏しかったり冷たい態度をとったりする

□子どもを怒鳴る声がよく聞こえる

□イライラしていて子どもへの怒り方が異常、感情が不安定である

□子どもが自分の思い通りにならないとすぐに叩いたり、蹴ったりする

□きょうだいと著しく差別したり、他の子どもと比較ばかりしている

□小さい子どもを長時間家に置いたまま外出する

□長期不在、所在不明な状況がある

□子どもがケガをしたり病気をしても医療にかからない

□アルコールを飲んで日常生活が乱れている

□面談や家庭訪問を拒む

□家の中が乱雑、不衛生である

□夫婦関係や経済状態が悪く、生活上のストレスになっている

□地域の中で孤立している

□母親や父親自身に暴力、暴言などDVの疑いがある

**以下については緊急性が高く、通告が必要です**

□生命の危機があるようなケガ、頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険がある

　　骨折、打撲傷、裂傷、出血等

□脱水症状や栄養不足による衰弱　低身長、低体重のいずれかの状態がある

□子ども、または保護者が保護を求めている

家に帰りたがらない差し迫った状況がある

□性的な被害（疑い含む）がある

　　性交渉、性器や性交渉を見せる、体を触る、触らせる

□生命の危機があるような加害行為がみられる

　　蹴る、殴る、乳幼児揺さぶり症候群（Shaken　Baby　Syndrome：SDS）投げる、逆さに吊る、踏みつける、首を絞める、溺れさせる

□治療が必要だが受診をしていない

　　乳幼児の感染症や下痢、衰弱、重度の慢性疾患、外傷等

□親子心中の計画

　　心中を考えている、殺してしまいそうなどの訴え

□子どもに自殺未遂の兆候がみられる

　　自殺を企てる、ほのめかす